

特定非営利活動法人 杉並移送サービス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 杉並移送サービスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区阿佐谷南2丁目22番17号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、急速に迎えた少子高齢化のもと、全人口に対する高齢者比率の激増、更には医師不足、物価高騰等の諸問題を抱える移動困難者の方々に、基本的な人権の確保、つまり健康維持の為の通院時の移送サービスの提供、更には創造的で活力ある権利獲得の為の様々な移送サービスを提供する事により、夢のある希望の持てる高齢者、障がい者生活実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 移動困難者に対する移送サービス事業（福祉有償運送事業）
- (2) 移動困難者に対する、現在将来に亘る生活上のカウンセリング事業
- (3) ホームヘルパーの派遣事業
- (4) 福祉用具の貸し出し事業
- (5) 機関誌の発行に関する事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体